

平成19年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事） 県民文化生活部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
県民文化課	びわ湖ホール施設整備委託	びわ湖ホールの施設設備の整備	平成19年12月1日	(財)びわ湖ホール	25,704,785	事業内容が施設管理上必要な小規模改修工事であり、日常の施設運営との調整を要し、当該施設整備の状況を熟知しているものでなければ管理できない。	2号	3イ
人権施策推進課	視聴覚教材制作委託	人権啓発視聴覚教材制作業務委託	平成19年11月8日	(株)毎日映画社大阪支社	6,888,000	本業務は企画力に重点を置いたものであることから、低廉性のみをもって委託業者を決定することはできず、競争入札に適さないため企画コンペ方式により選定することにしており、コンペ審査会により決定された業者との随意契約をするものである。	2号	4
防災危機管理局	防災ヘリコプター耐空・無線検査委託	防災ヘリコプターの3600時間点検および耐空・無線検査業務	平成19年10月24日	セントラルヘリコプターサービス(株)	84,680,702	本県機の製造会社である川崎重工業(株)との間で、機体に関する整備および技術支援の協定を締結しているのは左記1者のみであり、これによって、機体の安全や高度の専門技術の提供が確保されていることから、他に代替しうる者がいないため。	2号	3イ